

## 事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部  
中央アジア・コーカサス課

### 1. 案件名（国名）

国名：キルギス共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における人材育成の現状と課題

キルギス共和国（以下、「キルギス」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

#### (2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

##### 1) 平和と安定のための政策立案能力強化

本事業では、サブプログラム（援助重点分野）1として、「平和と安定のための政策立案能力強化」を定めており、これは、同国で設定されている「2013-2017年の持続的発展のための政府計画(National Sustainable Development Strategy: NSDS)」の開発指針のうち、①持続可能な経済成長とマクロ経済の安定、②ビジネス・投資環境の改善、③金融セクターの発展、を実施する上における分野横断的な課題として位置付けられる。

##### 2) 産業開発のための政策立案能力の強化

本事業では、サブプログラム（援助重点分野）2として、「産業開発のための政策立案能力の強化」を定めており、これは、同国で設定されているNSDSの開発指針のうち、④戦略的経済分野の発展（農業生産、エネルギー、鉱物資源、運輸・通信、観光・サービス）、⑤地方の経済発展、を実施する上における分野横断的な課題として位置付けられる。

#### (3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対キルギス共和国国別開発協力方針（2012年12月）では、「民主主義の定着に資する持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を基本方針とした上で、「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」を重点分野の一つに定めており、本案件はその開発課題「ガバナンス・政策立案向上」に合致する。また、対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年11月）では「輸出力の強化とビジネス振興による経済成長・貧困撲滅への支援」を目標に、「農業・ビジネス振興」「運輸インフラ整備」を重点分野として、雇用の創出や輸出促進、輸出競争力の強化のための支援を実施している。

本事業では以下二つの援助重点分野を掲げ、公共政策及び経済・産業政策分野を含む一般的な行政能力の向上を目指しており、同分析ペーパー上の方針との整合性も認められる。

- ・ 平和と安定のための政策立案能力の強化：開発課題として「公共政策」「経済政策／ビジネス振興政策」を含む。
- ・ 産業開発のための政策立案能力の強化：開発課題として「運輸政策」「農業政策／地域開発政策」を含む。

#### (4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施するドナーとして、オーストラリア、ドイツ、韓国、米国、イギリス等が挙げられる他、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関により奨学金事業が実施されている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

キルギス政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし。

#### (3) 事業概要

本事業は、若手行政官等を対象に各期に最大 15 名の留学生（修士 15 名）が、本邦大学院で当国における優先開発課題に関する知識習得のため留学することに対し、必要な経費を支援するもの。また、4 期分の受け入れ計画の枠組みを事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

#### (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.27 億円（概算協力額（日本側）：2.27 億円、キルギス側：0 円）

#### (5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017 年 7 月～2020 年 3 月を予定（計 33 カ月）

#### (6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、当国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、当国政府側関係者と日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定を行う。

運営委員会の構成：キルギス共和国大統領府人事局、財務省、大統領府、外務省、大統領府地方自治庁、在キルギス日本国大使館、JICA キルギス事務所

## (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：現地政府並びに日本大使館・JICAが設置する運営委員会で「ジェンダーバランス」や「地方の候補者」に配慮して、最終選考が行われるよう合意している。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし。

(9) その他特記事項：該当なし。

## 4. 外部条件・リスクコントロール

### (1) 事業実施のための前提条件

特になし。

### (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ・ 当国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

## 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成奨学計画事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008年度以降新方式による人材育成奨学計画事業においては、事業効果とその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画とした。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

## 6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

### (1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、キルギスにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。

- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

## (2) 有効性

### 1) 定量的効果

指標名	基準値 (2017年)	目標値 (2020年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	15
留学生の学位取得率 (%)	0	95

(注) 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業概要参照)全体における目標値とする。また、4.(2)に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

### 2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

## 7. 今後のモニタリング計画

### (1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2)1)のとおり。

### (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6.(2)1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上